

第 6618 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 9日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続人の一人がコロナに感染した場合の相続税の申告

Q : 先日父が亡くなり、相続税の申告をしますが、子供の一人がコロナに感染した場合は、どうしたらいいのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に個別の申告をすることで申告期限等が延長になります。

この場合の災害その他やむを得ない理由とは、次のような理由をいいます。

- ① 納税者が感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ② 次のような事実により、納税者が保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと

- ・ 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
- ・ 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
- ・ 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
- ・ 緊急事態宣言などにより、全面的な接触機会の低減を目指した感染拡大防止の取り組みが行われている

なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは、申請をした相続人だけですので、申請をしていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんので注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】